

令和4年4月25日

保護者様

下諏訪町立下諏訪中学校長 中澤 隆一

P T A 会長 武居 幸代

令和4年度 給食費について（通知）

陽春の候、皆様方におかれましてはご健勝にお過ごしのこととお慶び申し上げます。さて、令和4年度の給食費につきまして下記のとおりお知らせいたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 集金方法

郵便局の口座振替により、令和4年5月から5年2月までの10ヶ月で徴収します。

（振替日は毎月5日。再振替日は15日。その日が休日に当たる場合は翌日）前日までに口座への入金をお願いします。

2 徴収金額

年間給食費 330円（1食）× 200日（給食日数）＝66,000円

毎月の集金額 6,600円＋振替手数料10円＝ 6,610円

年間給食日数は予定日数です。学年行事等で給食を停めた日数分の給食費の返金は2月の集金額から差し引き、調整して口座振替します。

3 給食費の使途について

学校給食法第6条により、学校給食に必要な施設設備の整備費・修繕費・人件費・光熱水費・事務費はすべて町費で負担しております。給食費は全額「給食の食材費」「パン・米・麺の加工賃」に支出しています。

4 給食の停止と返金について

（1）個人の給食の停止

給食を食べられない日（土日を除く）が連続して5日以上になる場合は給食を停止することが出来ます。申し出による対応となりますので、停止したい日の3日前（土曜、日曜、祝日を除く）までに学級担任を通して栄養士に申し出てください。

給食再開する場合も原則として3日前（土曜、日曜、祝日を除く）までに連絡をお願いします。

（2）学校・学年・学級臨時休業による停止

臨時休業の場合は業者等への全ての食材の停止ができ、給食の停止が出来た場合となります。

(3) 返金について

返金については下諏訪町の申し合わせにより決まっています。

①個人への返金

2月20日までに申し出ていただいた分が返金可能となります。

個人的に停止の希望がある場合は2月20日までに申し出ていただきますようお願いいたします。

②学校・学年・学級臨時休業による返金

2月20日までの期間が返金可能となります。

(4) 長期欠席による給食費の返金と、口座振替による集金の扱いについて

長期欠席による給食停止については、その期間がはっきりわからなかったりすることから、原則として欠席していても給食費は毎月口座から引き落とさせていただき、欠食日数が確定した年度末に返金分を一括して口座に振り込んでお返しする方法を取っています。長期間の希望がおありの場合など支障がある場合は給食費の引き落としを一旦停止することや、年度の中途に返金を行うことも可能ですので、学級担任を通してご相談をお願いします。

給食停止を希望されるご家庭は、なるべく早く担任の先生へお申し出ください。

5 本年度口座振替予定期日

5 / 6 (金)	6 / 6 (月)	7 / 5 (火)	8 / 5 (金)	9 / 5 (月)
10 / 5 (水)	11 / 7 (月)	12 / 5 (月)	1 / 5 (木)	2 / 6 (月)

6 その他

(1) 大変恐縮ですが、振替日近くになりましたら、**残高の確認と入金**をお願いします。

(2) 振替不能の場合の納入方法

振替不能の場合は給食費の銀行口座への振込みで納入していただきます。

(3) 給食費の納入が滞る場合はPTA役員が集金に伺うこともあります。

下諏訪中学校

TEL(27)3000

給食会計担当 小林 彩香

栄養教諭 小池 和子